

温 泉 成 分 分 析 業 務 廃 止 届

事 項	登録分析機関が業務を廃止したとき。
根拠法令	法 律 第21条 規 則 第16条 細 則 第19条（様式第20号）
提出部数	保健所設置市以外：正本1部（薬事管理課）、副本1部（保健福祉事務所） 保健所設置市内：正本1部（薬事管理課）、副本1部（長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	1. 登録分析機関登録簿
手数料	—
その他	

温泉成分分析業務廃止届

年 月 日

長野県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、温泉成分分析の業務を廃止しました。

記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	